

# 出生ハンドブック

～必要な手続きのご案内～



津島市公式子育て応援キャラクター「つしっぴー」

## 津 島 市

## 手続きリスト

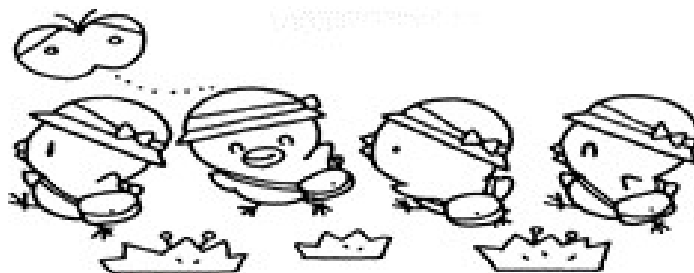
NO	項目	手続きの内容	期限	届け出先	ページ
1	出生届	生まれたお子様を戸籍に登録する手続き	生まれた日を含め14日以内	住民登録地、本籍地もしくは生まれたところの市区町村役場	3
2	出生連絡票	新生児出生通知書の記入及び郵送	生まれた日を含め14日以内	子育て支援課または保健センター	3
3	健康保険	生まれたお子様の健康保険加入の手続き	原則生まれた日を含め14日以内	社会保険・共済組合等にご加入の方→お勤め先 国民健康保険にご加入の方→住民登録地の市区町村役場	3
4	国民健康保険税 産前産後期間免除	国民健康保険加入者が出産された場合、保険税の所得割額および被保険者均等割額が一定期間免除される制度の届出	出産予定日の6か月前から	住民登録地の市区町村役場	3
5	児童手当	児童手当を受けるための手続き	生まれた日の翌日から15日以内	請求者の住民登録地の市区町村役場 * 公務員の方→お勤め先	3

次のページへ➡




## 手続きリスト

NO	項目	手続きの内容	期限	届け出先	ページ
6	子ども医療費助成	生まれたお子様の医療費助成を受けるための申請手続き	お子様の健康保険加入後なるべく早めに	お子様の住民登録地の市区町村役場	4
7	出産育児一時金	加入している健康保険から出産費用の一部が給付される制度の申請手続き	出産した日の翌日から2年以内	社会保険・共済組合等にご加入の方→お勤め先 国民健康保険にご加入の方→住民登録地の市区町村役場	4
8	国民年金保険料 産前産後期間免除	国民年金第1号被保険者が出産された際、産前産後の国民年金保険料が一定期間免除される制度の届出	出産予定日の6か月前から出産後なるべく早めに	住民登録地の市区町村役場 または年金事務所	4
9	保育所等	兄姉が保育所等に在園している場合、認定変更の届出 ※兄姉が保育所等に在園していても手続き不要な場合がございます。	生まれた日から8週間以内	入所施設又は幼児保育課	5
10	選べる定期便	0歳児子育てサポート選べる定期便の利用申請手続き	出生届提出後なるべく早めに	幼児保育課	5
11	お祝い金 つしま出産	産婦で、赤ちゃん訪問等で面接を受けられた方がお祝い金(5万円)を受給するための手続き	赤ちゃん訪問後早めに	赤ちゃん訪問等で訪問員にお渡してください。	5



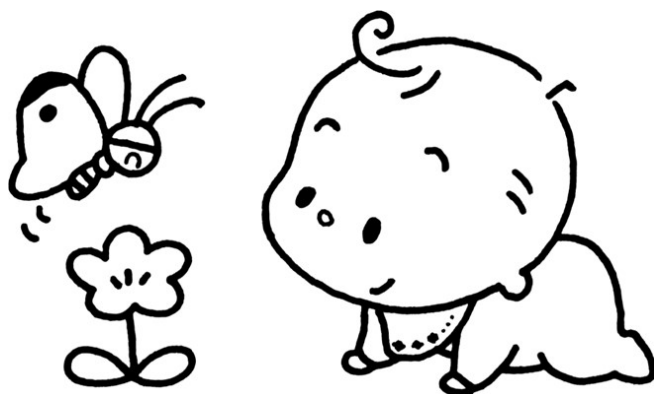
## お子様の誕生に伴う手続きについての詳細

項目	必要なもの	届け出る人	手続き窓口
出生届	出生届 (出生証明があるもの)	お父様・ お母様のどちらか	市民課 (1階) 0567-24-1112
	母子健康手帳		
出生連絡票	新生児出生連絡票 (はがき)	お父様・ お母様のどちらか	子育て支援課 (2階) 0567-24-1121 または保健センター 0567-23-1551
健康保険の 加入	社会保険・共済組合等にご加入の方 →お勤め先へお問い合わせください。		
	届出人の本人確認書類 (マイナンバーカード、 運転免許証等)	国民健康保険の世帯主 もしくは世帯員	国民健康保険にご加入の方 →保険年金課 (1階) 国民健康保険グループ 0567-24-1113
世帯主の個人番号 (マイ ナンバー) 確認書類			
国民健康保 険税産前産 後期間免除 の届出	届出人の本人確認書類 (マイナンバーカード、 運転免許証等)	国民健康保険の世帯主 もしくは世帯員	保険年金課 (1階) 国民健康保険グループ 0567-24-1113
	出産前の届出の場合は、 母子健康手帳等の出産予 定日がわかるもの		
	お母様とお子様 が別世帯 の場合は、 出生証明書等 の出産日及び 親子関係を 明らかにする 書類		
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">                     免除期間は、出産予定月(出産月)の前月 (多胎妊娠の場合は3か月前)から出産予定 月(出産月)の翌々月まで                 </div>			
児童手当の 認定請求	届出人の本人確認書類 (マイナンバーカード、 運転免許証等)	お父様・ お母様のどちらか	子育て支援課 (2階) 子育て支援グループ 0567-24-1121
	お父様・お母様の個人番 号 (マイナンバーカード もしくは通知カード)		
	請求者の口座情報が分か るもの (通帳もしくは キャッシュカード)		
		請求者となるのは お父様・お母様のうち 所得の高い方 * 所得の判定は、手当の 1月から7月分は前々年 の所得金額 8月から12月分は前年 の所得金額 により判定します。	* 公務員の方はお勤め先 へお問い合わせくださ い。 

項目	必要なもの	届け出る人	手続き窓口
子ども医療費助成制度の申請	本人確認書類 (マイナンバーカード、運転免許証等)	ご家族の方	保険年金課(1階) 医療・年金グループ 0567-24-1114
	お子様の健康保険を確認できるもの		
出産育児一時金の申請	社会保険・共済組合等にご加入の方 →お勤め先へお問い合わせください。		
	本人確認書類 (マイナンバーカード、運転免許証等)	津島市国民健康保険にご加入の方 →国民健康保険の世帯主 もしくは世帯員	 津島市国民健康保険にご加入の方 →保険年金課(1階) 国民健康保険グループ 0567-24-1113
	母子健康手帳 (出生届出済証明が記載されたもの)		
	世帯主の口座情報が分かるもの (通帳もしくはキャッシュカード)		
領収書・直接支払制度の利用に関する同意書			
		出産育児一時金は、原則として保険者から医療機関などに直接支払われますが、以下の場合は申請が必要です。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・出産費用が支給額に満たないとき</li> <li>・直接支払制度を利用しないとき</li> </ul>	
国民年金保険料産前産後期間免除の届出	本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証等)	国民年金第1号 被保険者であるお母様	保険年金課(1階) 医療・年金グループ 0567-24-1114
	出産前の届出の場合は、母子健康手帳等の出産予定日がわかるもの		
	お母様とお子様と別世帯の場合は、出生証明書等の出産日及び親子関係を明らかにする書類		
		産前産後期間の免除制度は、「保険料免除された期間」も保険料を納付したのものとして老齢基礎年金の受給額に反映されます。 (国民年金の保険料免除は全額免除の場合、将来の給付額は全額納付時と比べ2分の1となります。 )	

項目	必要なもの	届け出る人	手続き窓口
兄弟が保育所等に在園している場合、認定変更の届出	子どものための教育・保育給付認定変更申請書兼変更届 (育児休業を取得する場合のみ) 保護者の育児休業取得に伴う児童の保育認定継続希望調書	お父様・お母様のどちらか	幼児保育課（2階） 保育グループ 0567-24-1120
0歳児子育てサポート選べる定期便の利用申請	本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）	お父様・お母様のどちらか	幼児保育課（2階） 保育グループ 0567-24-1120
つしま出産お祝い金	郵送された申請書、請求書（必要時、身分証明書、振込口座のわかるもの）	産婦	健康推進課（保健センター） 0567-23-1551  出生翌月末に申請書等必要書類を郵送します。記入したものは、赤ちゃん訪問等で訪問員にお渡しください。

\*本ハンドブックに掲載していない手続等もございますので、あらかじめご了承ください



発行 津島市役所  
発行年 2025年4月